

治山事業実行に伴う留意事項について
(令和3年度変更分)

治山事業を施工する際は、「治山林道必携」・「治山提要（設計編）」・「治山事業設計積算上の留意事項」や各種通知に基づき設計・積算を行っていますが、昨今の入札不調など、社会情勢の変化に伴った柔軟な設計等が求められているところです。

このため、既に周知した事項や新たに考え方を整理した事項について昨年度同様に下記のとおり取りまとめましたので、内容を十分確認の上、適切に実施されるよう通知します。

なお、令和2年度の留意事項について一部修正等もあるので別添として添付します。

記

1 資材運搬等にかかる費用について

施工地における仮設路や資材の運搬について、発注時点における資材等仮設物の保管場所を担当者が決定し仮設路等の設置費用や資材の運搬費用を計上する。

なお、保管場所から治山ダム等構造物設置場所まで、また山腹工においてはモノレール等資材運搬施設まで、仮設路の設置費用や重機等による運搬費など、必要に応じて適宜、運搬経費を計上する。

○適用時期

令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用

令和4年4月1日時点で契約履行中の工事については、受発注者間で協議の上、設計変更により対応

(解説)

○施工地における仮設路や資材の運搬について、一律30mを現場内として控除してきたが、今後は発注時点において発注担当者が仮設物（資材等）の保管場所を決定し仮設路の経費や資材の運搬費用を当初から計上する。また仮設物（資材）保管場所から溪間工における構造物（治山ダム）等設置場所また、山腹工における資材運搬施設（モノレール）等までに仮設路の設置や重機等による運搬が必要な場合は発注者、受注者で協議し、必要な経費を設計変更により計上する。

2 コンクリートポンプ車設置料金について

コンクリートポンプ車打設における設置料金（セット料金）については、コンクリートポンプ車をセットする設備会社（原則3社）等から見積を徴取し、平均価格による実勢単価により計上する。

設置回数については、当初設計における打設回数とする。

○適用時期

令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用

令和4年4月1日時点で契約履行中の工事については、受発注者間で協議の上、設計変更により対応

（解説）

○コンクリートポンプ車打設における設置料金（セット料金）について、近年コンクリートポンプ車設備会社から受注者への設置料金が高騰してきており、これを受けコンクリートポンプ車をセットする設備会社（原則3社）等から見積を徴取し、平均価格による実勢単価により計上するもの。

設置回数については、当初設計の日打設回数とする。

3 発注見通しについて

発注見通しについて、今後発注予定のすべての工事について管内図等（1/50000）（位置図）、及び写真（可能であれば2～3枚程度）等を添付すること。

また、入札公告時においてホームページへ入札公告の附属資料として図面（位置図・平面図）写真（構造物設置箇所等）を掲載すること。

（解説）

○入札不調対策の1つとして一部の工事について試行的に入札公告に図面・写真等を添付してきたが、今後は、遠隔地からの応札者が多くなっていることを踏まえ、発注見通しや入札公告の附属資料として 図面（位置図・平面図）や写真（構造物設置箇所等）を掲載することとする。

この取組は、入札不調対策として管内すべての発注予定の工事に適用することとする。

4 単価採用時期について

コロナ禍や地政学リスク、国内外の需要動向等による資材価格の急激な価格高騰が見受けられるため、鋼材及び燃料については令和4年4月単価を採用することとする。

○適用時期

令和4年5月1日以降に入札公告を行う工事から適用

(解説)

○資材の価格変動が大きいもの(1割程度)については、単価の見直し等を検討する必要があると考えており、今回は鋼材及び燃料について単価の見直しを行うもの。

鋼材については、国内外の需要動向等に伴い調達が厳しいことから価格が上昇してきているところであり、鋼製品の割合が多い工事については、鋼材の価格高騰により、工事発注時に不調不落の恐れがある。また、燃料についても同様に単価が値上がりしていることから、令和4年5月1日以降に入札公告を行う工事については、燃料及び鋼材について令和4年4月単価を採用した「R4.5.1ver.治山積算システム」(後日配布予定)により積算を行うこと。

5 合併積算について

近隣1km以内の複数工事を、同時発注や別発注する**単独工事**については、それぞれ単独の工事として間接費の調整は行わないこととする。

(解説)

○1kmの範囲内に施工地が複数あるものを1つのロットとして発注する場合は、1工事として間接工事費を算出するが、1km以内でも**別工事として発注する場合**や**後発**で同じ範囲内に工事を発注する場合については、これらの工事を同一の会社が受注した場合において、技術者等は兼務できたとしても新たな下請け契約が発生したり、それぞれの工事ごとに施工管理等が必要となるため**間接費の調整は行わない**こととする。

6 建設業退職金共済制度の適正履行の確保について

令和3年4月以降に発注される工事から元請事業主等による建退共制度の適正な履行確保を図る必要があることから、建設キャリアアップシステムの利用状況が高い場合は「掛金充当実績総括表」によることとし、それ以外は「掛金充当書」

や「就労状況報告書」の提示により履行状況の確認を行うこと。

○適用時期

令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用(共通特記仕様書に掲載)

(解説)

○建退共制度については、対象労働者への掛金の充当を徹底する必要から「元請け事業者による建退共制度の履行状況に関する発注機関の確認等について」(2) 工事完成時における掛金充当実績表による「発注機関による確認等」で建設キャリアアップシステムの利用状況が高い場合は「掛金充当実績総括表」によることとし、それ以外は「掛金充当書」や「就労状況報告書」の提示により履行状況の確認を行うこと。

(参考)

○令和3年度 現場代理人研修資料P362～400参照

○建設キャリアアップシステム活用は令和5年度から完全移行となる。

7 適正な工期の設定について

「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い等の一部改正について」(令和3年3月31日付け2林整計第818号 森林整備部長 通知)、9 適正な工期の設定についてにより取扱うこととする。施工に必要な実日数の設定が困難な場合は、表9-2又は表9-3を参考とすることとし、工期算定システムにより設定されたい。

○適用時期

令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用

(参考)

○「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い等の一部改正について」(令和3年3月31日付け2林整計第818号 森林整備部長 通知)

8 令和3年4月以降に適用する「森林整備保全事業設計積算要領」等に係る取扱いについて (令和3年3月31日付け2林整計第874号)

令和3年4月以降に適用する「森林整備保全事業設計積算要領」等に係る取扱いについては(令和3年3月31日付け2林整計第874号)により、年度当初に新積算要領等に関する周知期間や積算プログラムへの反映の期間等を考慮し、請負代金等の変更を行う場合の対応として、新積算要領等により積算された予定価格に対して当初契約の落札率を用いて変更後の請負代金額を算出するものであ

る。

(変更後の請負代金額等 = $P_{\text{新}} \times k$)

また、設計変更の請負代金額の算出方法については、「治山提要(設計編)：令和2年度版」P73「請負代金内訳書の提出の変更に伴う設計変更の請負代金額の算出方法について(平成9年3月4日付け事務連絡)」により、これまでどおり、設計変更回数に応じ落札率に変更になる方法とする。

なお、新積算要領等を反映させた積算プログラムは8月以降を予定しており、変更の協議はそれ以降とする。

○適用時期

令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用(入札公告等に掲載)
今年度末にも同じ内容の通知文書が出される予定となっている。

(参考)

○令和3年4月以降に適用する「森林整備保全事業設計積算要領」等に係る取扱いについて(令和3年3月31日付け2林整計第874号、令和3年4月6日付け3九経第7号)

○請負代金内訳書の提出の変更に伴う設計変更の請負代金額の算出方法について(平成9年3月4日付け事務連絡)

○変更後の請負代金額等 = $P_{\text{新}} \times k$

この式において「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新積算要領等により積算された予定価格(単価は入札時の予定価格算出に用いたものとする)

k ：当初契約の落札率

9 余裕期間について

実工事期間(標準工期)を確保した工事についても、余裕期間内に工事着手を行った場合でも完成工期の見直しは行わないこととする(工期の変更協定を行わない)。

○適用時期

令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用(選択特記仕様書等変更)

(解説)

○現在、余裕期間内に工事着手を行った場合、実工事期間（標準工期）の確保された工事（署によっては単に早くなった日数分、完成工期を短くしている）については完成工期の見直しを行い工期の変更協定を締結しているところ。

完成工期については、早く工事が完成したからといって不都合は何もない（コリソズ等の手続きを確実に行うこと）ことから、変更にかかる事務手続き等を軽減することを目的に、工期の変更協定は行わないこととする。

※工事着手とは工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう）に着手することをいう。また着手すべき期日については特記仕様書に定めがある場合にはその期日までに工事着手しなければならない。

(参考)

森林整備保全事業標準仕様書 1-1-1-2-(14)用語の定義「工事着手」・1-1-1-9 工事着手

ただし、余裕期間については、これまでどおり実工事期間の30%を超えず、かつ、3ヶ月を超えない範囲とするが、特に資材や労務の確保が困難と想定される事業については、年度内を工期*とし、3ヶ月を超えない範囲で設定できるものとする。（実工事期間の30%を超えることができる。）

※翌債承認された事業は含まない

10 人送用モノレールの採用について

山腹工等における徒歩による通勤に係る往復の所要時間が30分を超える場合については、人送用のモノレールを採用できるものとする。

また、必要な経費については、見積徴取を原則とする。

○適用時期

令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用（林業用単軌条運搬機安全管理要綱による）

(解説)

○労働者の高齢化が進む中で、労働者の負担軽減のため単軌条運搬機（以下：モノレール）の導入が進められており、併せて徒歩の通勤時間による労働時間への影響（8Hの労働時間が7Hに短縮される）を考慮した人送用モノレールの導入を採用できるものとする。なお、採用に当たっては、徒歩による通勤時間を歩道の片道距離と平均勾配から算出することとし、片道距離が0.6km以上かつ所要時間が30分を超えるものとする。

(参考)

別添 1 より

片道距離 (km)	歩道平均勾配
0.6	26° 以上
0.7	16° 以上
0.8	11° 以上
0.9	6° 以上
1.0	0° 以上

※距離の端数処理については49m以下切り捨て、50m以上切り上げて100m括約とする。

- ・片道通勤距離が 1.0 km 以上は採用できる。
- ・ 0.5 km 以下の片道距離は採用できない。
- ・実際に使用できる歩道から距離・勾配を算出すること。(40°を超えるような急勾配は歩道として使用できないことから、40° 以下となるよう路線を選定すること)

(参照)

別添 1【第4 附属資料 別表 1】徒歩の通勤時間算定表(造林事業評定要領より)

別添 2「林業用単軌条運搬機安全管理要綱の策定について」

- ・林業用単軌条運搬機安全管理要綱
- ・単軌条運搬機の構造等に関する安全指導基準
- ・単軌条運搬機の設置に関する安全指導基準

1.1 床掘基礎面における均しコンクリート施工について

岩盤や軟弱地盤の床掘基礎面における型枠設置について、現地状況に応じて**施工承諾**により、均しコンクリートの施工を行えることとする。

○適用時期

令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用

令和4年4月1日時点で契約履行中の工事については、受発注者間で協議の上、**施工承諾**により対応

(解説)

○岩盤や軟弱地盤の床掘基礎面における型枠設置について、現地状況に応じて均しコンクリートの施工を行えることとする。

ただし、条件は以下のとおり

- ・基礎部が岩または軟弱土質（※ただし、地盤支持力確保されている場合）等により凹凸が顕著又は、型枠の固定が困難などの場合。
- ・施工基面より下部に設置（躯体に含めない）すること。
- ・コンクリート最低厚 $t = 10 \text{ cm}$ とする。
- ・幅・延長・形状は任意とする。
- ・写真等により最低厚等が確認できること。
- ・設計変更ではなく、**施工承諾**とする。

1.2 水替工の精算処理について（試行）

溪間工の水替えについては、治山提要に基づき適切に計上しているところですが、

- ・水替えの日数に変更が生じる場合。
- ・作業時排水から常時排水に変更する場合。
- ・水替パイプ等、仮設材の損料率に用いる使用期間に変更が生じる場合。

は、**実績による精算処理（試行）**を行うこととし、設計変更により対応することとする。

○適用時期

令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用

（解説）

○溪間工の水替えについては、今後、下記のとおり実績による精算処理（試行）を行うこととする。

①施工上必要な理由から水替えの日数に変更が生じる場合、作業時排水を常時排水に変更する場合は、必要な理由が確認できる書類の提出により監督職員と受注業者とで協議を行うこと。

また、施工後は、実績の確認ができる書類や写真等の提出により確認を行うこと。

なお、必携には「作業時排水とは、作業前（1～3時間）から排水し始めて作業終了後には排水を中止する方法をいい、作業時排水には、コンクリート打設前後の型枠組立養生などのため、一時的に昼夜排水するものも含む。」とあり、水替土のう締切等により、その現場にあった確実な水替えを行うこと。

②仮設材の損料率は、使用期間により45～85%、再使用不可能なもの及び2m未満の場合は全損とあり、実績により期間に変更が生じた場合は、実績の確認ができる書類や写真等の提出により確認を行うこと。